

20 経施発第 11241 号
平成 21 年 3 月 27 日
区 長 決 定

改正 平成 25 年 3 月 29 日付 24 経施発第 11109 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日付 27 計施発第 11995 号
改正 令和 7 年 5 月 21 日付 7 企保発第 10290 号
改正 令和 7 年 7 月 31 日付 7 企保発第 10865 号

大田区工事成績評定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区工事施行規程（昭和 51 年訓令甲第 10 号。以下「工事施行規程」という。）第 24 条の 2 の規定に基づき、大田区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 評定は、1 件の契約金額が 200 万円を超える請負工事について行う。

(評定者)

第 3 条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事施行規程第 2 条第 4 号に規定する監督員
 - (2) 検査事務規程第 2 条第 2 号に規定する検査員
- 2 前項第 1 号に規定する監督員は、工事施行規程第 10 条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合には、この限りでない。

(評定の時期)

第 4 条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。
- (2) 検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第 5 条 各評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第 1 号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第 9 条までに定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等)

第 6 条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、別記第 2 号様式から別記第 5 号様式までに定める工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）により評定を行う。

2 前項の「基本的な技術力と成果の評価」の項目に係る評定方法は、評定項目別評定表によるほか、別表評定項目別運用表による。

3 評定項目別評定表に定める「減点評価」を行う場合は、客観的事実に基づき事由等を

具体的に記入する。

- 4 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について評定を行う。

- 2 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令遵守等」について評定を行う。
- 3 前項の評定は、別記第6号様式に定める評定項目別評定表により行う。
- 4 総括監督員が第1項及び第2項により評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

- 2 前項の評定方法は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 評定は、検査成績評定表（別記第7号様式）により行う。
 - (2) 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表（別記第8号様式）により行う。
- 3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、当該評定対象の工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する課の課長へ報告する。
- 4 第1項及び第2項により評定した検査成績をもって検査員が行う工事成績評定とする。
- 5 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（別記第9号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

- 2 総括監督員は、前項のとりまとめの際、検査員の評定結果等について確認する。

(評定結果の報告)

第10条 総括監督員は、当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）に、評定の結果を報告する。

- 2 工事主管課長は、前項の評定の結果について、当該工事を主管する部の部長（工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。）へ報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により当該工事の検査及び契約を主管する課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管課長は、工事成績評定通知書（別記第10号様式、別記第10号様式の2）により、速やかに当該工事の受注者へ評定の結果を通知する。

(評定通知の説明)

第13条 受注者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に、説明を求めることができる。

- 2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 工事主管課長は、第1項の規定により説明を求められた内容が検査員の評価結果に関するものである場合は、事前に検査員に評価の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

- 第14条 受注者は、前条第2項の規定による説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。
- 2 受注者は、前項に規定する苦情の申立てをする場合は、第12条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第1の苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項に規定する苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

(部工事等成績評価苦情審査委員会の設置等)

- 第15条 部は、前条第1項の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、部に部工事等成績評価審査委員会（以下「部委員会」という。）を置く。
- 2 通知者は、苦情申立てがあった場合は前項の部委員会へ付議し、その意見を聴かなければならないものとする。
 - 3 部委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、部において定める。

(苦情申立者への通知者の回答)

- 第16条 通知者は、第14条第1項の苦情の申立てを回答するに当たっては、部委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受注者に対し、速やかに回答しなければならないものとする。

(契約担当者等への再苦情申立て)

- 第17条 受注者は、前条に規定する回答に苦情があるときは、契約担当者等に対して再苦情の申立てをすることができる。
- 2 受注者は、前項の再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に、別記様式第2の再苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

(大田区工事等成績評価苦情審査委員会への付議)

- 第18条 前条第1項に規定する再苦情の申立てに厳正かつ公正に対応するため、大田区工事等成績評価苦情審査委員会（以下「区委員会」という。）を置く。
- 2 契約担当者等は、再苦情の申立てがあった場合は区委員会へ付議し、その意見を聴かななければならない。
 - 3 区委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(再苦情申立者への契約担当者等の回答)

- 第19条 契約担当者等は、第17条第1項の再苦情の申立てへの回答に当たっては、区委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受注者に対し、速やかに回答しなければならないものとする。
- 2 契約担当者等は、第20条第1項の規定により工事成績評価が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合、同条第4項で準用する第12条第1項の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

第 20 条 総括監督員又は検査員（以下「修正者」と総称する。）は、区委員会の意見若しくは部委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一により工事成績評定を修正する必要があると認めたときは、当該工事成績評定を修正することができるものとする。

- 一 工事成績評定通知後、受注者に重大な法令違反等が判明した場合
- 二 工事成績評定通知後、工事目的物に受注者の故意又は重大な過失による隠れたかしが判明した場合
- 三 評定の錯誤等により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 修正者は、部委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該工事成績評定を修正する。

3 第 1 項の規定により工事成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該請負工事の契約書におけるかし担保期間とする。

4 第 1 項の規定により工事成績評定を修正する場合は、第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、第 12 条中「別記第 10 号様式」とあるのは「別記第 10 号様式の 2」と読み替える。

(苦情申立てへの準用)

第 21 条 前条の第 1 項各号の事由により修正した工事成績評定に係る苦情申立手続は、第 13 条から第 20 条までの規定を準用する。

2 第 15 条第 2 項の部委員会の意見を踏まえて、修正した工事成績評定についての再苦情の申立ては、第 17 条の規定を準用する。

(修正後の工事成績評定)

第 22 条 第 20 条第 1 項の規定により修正した工事成績評定の効力は、工事成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付則（平成 21 年 3 月 27 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事に適用する。

付則（平成 25 年 3 月 29 日付 24 経施発第 11109 号改正）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区工事成績評定要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事について適用し、同日以前に契約を締結した請負工事については、なお従前の例による。

付則（平成 28 年 3 月 29 日付 27 計施発第 11995 号改正）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区工事成績評定要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事について適用し、同日以前に契約を締結した請負工事については、なお従前の例による。

付則（令和 7 年 5 月 21 日付 7 企保発第 10290 号改正）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区工事成績評定要綱の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降に契約を締結する請負工事について適用し、同日以前に契約を締結した請負工事については、なお従前の例による。

付則（令和 7 年 7 月 31 日付 7 企保発第 10865 号改正）

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区工事成績評定要綱の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以降に契約を締結する

請負工事について適用し、同日以前に契約を締結した請負工事については、なお従前の例による。

評定項目別運用表

評 定 項 目	評 定 細 目	優 良	概ね適正	不 備	減点評価
施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	・ 施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されるなど、体制の確立に優れていた。 ・ 現場と本社、支店、協力会社等の協力体制が十分整備され、組織的に取り組んだ。 ・ 間違いや手直し等がなく、目的に合わせた簡潔・明瞭（過度な書類はない等）な書類整理や説明が必要な時期になされていた。	他の事項に該当しない。	・ 施工体制台帳又は施工体系図に不備があった若しくは現場の施工体制との不一致があった。 ・ 施工体制又は施工管理体制が不十分であった。 ・ 現場と本社、協力会社等の協力体制に問題があった。 ・ 書類の提出がしばしば遅れ、間違いや手直しがあった。 ・ 説明が不十分であった。	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。
	配 置 技 術 者	・ 現場全体の状況を把握し、現場運営・安全管理が万全であった。 ・ 現場全体の状況を把握し、目的に合わせた簡潔・明瞭（過度な書類はない等）な説明等が十分なされた。 ・ 施工又は管理に関して技術的判断が優れていた。 ・ 監督員への報告や連絡を積極的に行い、問題に的確に対応した。 ・ 現場運営に関し、創意工夫の提案を行う等の積極性がみられた。		・ 現場代理人等、配置技術者の職務の執行について、不適当な部分が見られた。 ・ 監督員への報告や連絡義務に怠りがあった。 ・ 説明が不十分であった。	
	対 外 調 整	・ 工事内容を十分に理解し、対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。 ・ 周辺環境を考慮した十分な対策を行い、問題発生を未然に防ぐよう努め、終始円滑な工事進捗を図った。 ・ 自ら積極的に関連工事調整に協力し、関連工事の円滑な施工に寄与した。		・ 関係機関との調整について不手際があった。 ・ 周辺環境対策への努力（配慮）を怠り、第三者からの苦情があった。 ・ 苦情処理の対応や報告書が不十分であった。 ・ 関連工事の調整に非協力的であった。	
現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	・ 安全教育が末端まで周知徹底されていた。 ・ 仮設、機械及び危険物の安全点検、周辺構造物への配慮等、事故の未然防止に対する取組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。 ・ 安全施設の設置、点検等が優れており、要員の配置も十分に行われていた。		・ 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 ・ 安全施設の設置・点検及び要因の配置が不十分であった。	

	工 程 管 理	・ 工事全般にわたり綿密に工程計画が立てられ、各工種と全体との整合が優れていた。 ・ 関連する工事との工程調整、条件変更又は地元調整等により、遅れを発生させることなく、工事を完成させた。 ・ 各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等、円滑な工事進捗に努めた。		・ 工事全般にわたり工程計画が不十分なため、各工種と全体との整合がとれず、工程計画の見直しが必要であった。 ・ 状況変化への対応が不十分であり、工程に影響が出た。 ・ 関連工事との調整が遅れがちで、工事の進捗に支障をきたした。 ・ 自主的な工程管理がなされず、工事の進捗に支障をきたした。	
評定 項目	評定 細目	優 良	概ね適正	不 備	減点評価
施 工 管 理	施 工 管 理	・ 施工計画は、契約図書の内容が十分に把握され、簡潔・明瞭（過度な書類はない等）に書類整理がなされ、内容が非常に優れており、工事をスムーズに進捗させた。 ・ 施工計画、施工図等は、適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫が見られ、工程進捗、品質確保及び安全対策への反映が顕著であった。	他の事項に該当しない。	・ 施工計画、施工図等の内容に不備があった。 ・ 工事の施工に当たり、設計図書等の把握が不十分であったため、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。
	品 質 管 理	・ 品質及び形状のばらつきが極めて少なかった。 ・ 設計図書に基づいた施工・品質管理が行われ、手直しがなかった。 ・ 工事記録写真は、内容、表現、整理が簡潔・明瞭（過度な書類はない等）であった。 ・ 品質確保のための管理記録等の内容、表現、整理が簡潔・明瞭（過度な書類はない等）であった。		・ 品質及び形状にばらつきがある等、手直しが多かった。 ・ 工事材料の検査義務、工事記録の整備等に怠りがあった。 ・ 見本又は工事記録写真等の記録に不備があった。	
	出 来 え	・ 仕上がりが非常にきれいで、機能性に優れており、手直しがなかった。 ・ 使い勝手に工夫が施されていた。 ・ 目的に合わせた簡潔・明瞭（過度な書類はない等）な書類整理や説明がなされていた。		・ 仕上がり状況に見劣りする部分があった。 ・ 出来形寸法及び外観に不十分な部分があり、手直しもあった。 ・ 出来形管理図又は出来形管理表等の書類に不備があり、説明が不十分であった。	